

独立行政法人日本学生支援機構 平成 23 年度第 1 回契約監視委員会 議事概要

1. 日時

平成 23 年 12 月 13 日（火）10:00～11:40

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

佐藤 正行（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

清永 秀一（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）挨拶

（2）報告事項

（3）審議

- ① 平成 23 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況
- ② 平成 23 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」
- ③ 平成 23 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」

5. 議事概要

議題（1）挨拶

平成 23 年度第 1 回契約監視委員会の開催にあたり、高塩理事長代理より挨拶を行った。

議題（2）報告事項

契約監視委員会の設置の経緯および目的、平成 21 年度における契約監視委員会での点検、見直しを踏まえ策定した「随意契約等見直し計画」、総務省において各法人の見直し状況を取りまとめた報告書、総務省から通知された点検、見直しのフォローアップ等について事務局より説明を行った。

議題（3）審議 ① 平成 23 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

平成 23 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について、事務局から「随意契約等見直し計画」の達成状況を踏まえながら報告した。

議題（３）審議 ② 平成 23 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」平成 23 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」35 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、また、平成 22 年度に点検、見直しを行った際に、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行することとしたが、適切に実施されているか、その具体的な取組を聴取し、平成 24 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議を行った。

平成 23 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」については、真にやむを得ないものであると認められた。また、平成 23 年度の新規案件や複数年契約の更新により新たに契約監視委員会に報告された「競争性のない随意契約」4 件（35 件の内数）についても明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。なお、平成 23 年度下半期（10 月～3 月）における「競争性のない随意契約」は予定されておらず、審議対象案件はなかった。

（主な議論等）

- ・ 国際交流会館は売却の手続きを進めているとのことだが、土地を賃借している場合は建物のみを売却することになるのか。
（機構回答）借地権付での売却となるため、国際交流会館の売却とともに、土地賃借契約も終了することとなる。
- ・ 海外で実施する日本留学フェアの会場は、契約価格にバラツキが見られるのはどういうことによるものか。
（機構回答）参加する大学等の学校数が国により異なることや過去の来場者数の実績などから、会場規模を決定している。中国は複数都市での開催、韓国は来場者数が多いため、契約金額も他国に比べ高額になっている。

議題（３）審議 ③ 平成 23 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」平成 23 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」33 件について、一者応札となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、平成 24 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議を行った。

平成 22 年度に点検を行った契約については、改善取組が実施され、概ね複数者による応札、応募が実施されていたが、2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札・一者応募となった案件が 15 件あり、それらについては、総務省より通知のあった書式（一者応札・応募事案フォローアップ票）により審議を行った。

平成 23 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」については、過去には複数者での応札が実施されているものや、平成 22 年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札となったものについては、これまでの点検、見直しの観点を踏まえており、機構における取組は適切に対応されていると認められた。また、平成 24 年度以降の更なる見直し内容等について承認された。

2 か年連続して「一者応札・一者応募」となったものについては、平成 22 年度の点検を踏まえ改善することとした取組については適切に実施されたことが認められた。平成

24年度以降の更なる見直しとして、入札不参加の事業者からの意見招請等を行い、仕様書の変更を検討する等の見直し内容が承認された。

(主な議論等)

- ・ これまでは競争性のない随意契約により実施していた案件について、競争性のある契約へ移行するよう努めてきたことについて、まずは評価したい。
- ・ 参加者の有無を確認する公募から、競争性のある契約に移行したことにより、一者応募件数が大幅に減少したことが確認できる。
- ・ 意見招請を行う場合は、調達手続き直後の時機を逃さず適切なタイミングに実施し、仕様書等の見直しに反映していくことが効果的ではないか。
- ・ 平成24年度以降の見直しについては、取組を確実に実施し、その達成に向けて努めて頂きたい。

6. その他

次回の開催日時については調整の上、事務局より改めて連絡することとし閉会した。